

令和3年5月11日

各務原市内 入所・入居系高齢者施設、養護老人ホーム 管理者 各位

いつもお世話になっております。各務原市役所 介護保険課の森と申します。日頃より新型コロナウイルス感染症の感染防止に御尽力頂き誠にありがとうございます。

さて、令和3年3月30日付事務連絡（3月31日にメールにてご案内）、「各務原市内入所・入居系高齢者施設従事者に対する新型コロナウイルス予防的検査の実施について」において、予防的検査（抗原検査、PCR検査）の申込をご案内させて頂きましたが、5月9日より岐阜県が「まん延防止等重点措置」区域に指定されたこととともない、現時点で未申込の事業所および「申込を希望しない」と既に回答されている事業所に対して、本検査を積極的にご活用いただきますよう、岐阜県からの通知文を添付し、再度ご案内致します。

#### 1. 対象施設

- ①既に「申込を希望する」と回答した事業所 ⇒ 報告不要です。
- ②既に「申込を希望しない」と回答した事業所 ⇒ 再度申込をご検討ください。

再度検討した結果、「申込を希望する」場合は、別紙「予防的検査 確認票」をご提出ください。

再度検討した結果、「申込を希望しない」場合は、報告不要です。

- ③現時点で申込の有無が未回答の事業所 ⇒ 申込の有無に関わらず、別紙「予防的検査 確認票」をご提出ください。

※以前の周知メールにて「予防的検査申込書」を添付しておりますが、今回は本メール添付の別紙「予防的検査 確認票」をご提出ください。

#### 2. 提出期限および提出先

（提出期限） 令和3年5月12日（水） 期限が大変短く申し訳ございません

（提出先） 岐阜県健康福祉部 福祉施設社会的検査チーム

FAX：058-278-3569

### 3. 提出物

別紙「予防的検査 確認票」

事業所においては、ワクチン接種が開始されているところかと思えます。厚労省より、ワクチン接種後免疫がつくまでには1～2週間程度かかること、また免疫がついても発防予防効果は100%ではないことと考えられており、ワクチン接種後でも新型コロナウイルス感染症に感染する場合がありますとされ、感染拡大を防ぐためには予防的検査が必要と考えられております。ワクチン接種が開始されている事業所においても、再度予防的検査をご検討いただきますようお願いいたします。以上、お忙しいところ恐れ入りますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

-----  
< お願い >

本メールは介護保険課が把握している連絡用メールアドレス宛てに送信しておりますが、特定施設ではないケアハウス（軽費老人ホーム）のアドレスは把握しておりません。お手数かけますが特定施設ではないケアハウスを併設されている事業所におかれましては、ケアハウス担当に周知をお願いいたします。

-----  
< 対象の入所・入居系高齢者施設 >

- ・ 介護老人福祉施設 ★
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設 ★
- ・ 介護療養型医療施設 ★
- ・ 特定施設入居者生活介護 ★
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 養護老人ホーム ★
- ・ 軽費老人ホーム ★
- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅

★は岐阜県の所管施設ですが、予防的検査については各務原市にて取り扱いま

す。

\*\*\*\*\*

各務原市役所 健康福祉部  
介護保険課 施設指導係 森 優華  
TEL 058-383-2067 (直通)  
FAX 058-383-6365  
mail [kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp)

\*\*\*\*\*